

綾瀬市防火基準適合表示要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル、旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な維持管理を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため、防火基準適合表示マーク（以下「表示マーク」という。）等により、表示するものとする。

(表示マーク対象施設)

第2条 防火、防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）対象となる施設は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（5）項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が3以上、かつ、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の適用があるもの。
- (2) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、前号に該当する部分を有するもの。

(表示マーク交付申請)

第3条 表示マーク対象施設（以下「対象施設」という。）のうち表示マークを希望する関係者（管理について権原を有する者。以下「関係者」という。）は、表示マーク交付又は更新申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に第5条に規定する表示マークの種別に応じ、別表1「申請に必要な添付書類一覧表」に掲げる報告書等のうち、該当となるものを添付し、消防長に申請するものとする。

- 2 対象施設のうち、管理権原が分かれている防火対象物については、別表1「申請に必要な添付書類一覧表」に掲げる報告書等のうち、建物全体に係る部分が確認できる書類を添付するものとする。
- 3 対象施設のうち、法第8条の2の2に基づく防火対象物点検報告の対象とならない防火対象物についても、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の4に定める防火対象物点検資格者による点検を行い、その結果を申請書に添付するものとする。

- 4 対象施設のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第12条に基づく定期報告の対象とならない防火対象物についても、建築士等有資格者により、判定基準に関わる部分（建築構造等、避難施設等）の調査（建基法第12条に基づく定期報告に準じた調査）を行い、申請の日から過去6か月以内に実施した結果を申請書に添付すること。
- 5 第1項の申請があった場合は、申請書の記載事項及び前各項の報告書等の内容に不備事項が無い事を確認し、当該申請書を受け付けるものとする。
- 6 第1項の申請書を受け付けた場合は、表示マーク申請・交付一覧表（第2号様式）に登載し、保管するものとする。

（表示適合基準及び審査）

第4条 前条の規定に基づく申請について、防火・防災管理上の一定の基準に適合していることを審査するための表示適合基準は、別表2「判定基準」のとおりとし、表示適合基準の審査については、法に定める防火対象物（防災管理）点検結果報告、消防用設備等点検結果報告、製造所等定期点検記録表、建基法に定める定期調査報告等を活用して、適合状況を判定するものとする。

- 2 適合状況の判定については、必要に応じて立入検査を実施するものとする。
- 3 審査結果については、申請書に必要事項を記載し、かつ、判定基準審査結果票（第3号様式）を添えるものとする。
- 4 審査にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意すること。

(1) 審査の対象が「防火対象物点検報告特例認定」の対象物である場合、表示適合基準の審査は可能な限り特例認定の審査と合わせて実施するなど審査の効率性に配慮すること。

(2) 防火上の重要性に鑑み、判定基準の「建築構造等」における建築構造、防火区画及び階段については、現行の建基法に適合していることを確認すること。

(3) 判定基準の「建築構造等」に係る項目については、必要に応じ関係行政庁と連携し処理するとともに、平成25年12月27日付け消防予第499号通知「表示制度における建築構造等審査マニュアル」に基づき審査すること。

（表示マークの交付等）

第5条 消防長は、前条の規定に基づく審査の結果、表示適合基準に適合していると認めた場合には、関係者に対して表示マーク基準適合通知書（第4号様式）により

通知するとともに、別図1に定める「表示マーク（銀）」を交付するものとする。

2 消防長は、前条の規定に基づく審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、関係者に対して、前項の通知をするとともに、別図2に定める「表示マーク（金）」を交付するものとする。

(1) 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、判定基準に適合していると思われる場合

(2) 表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に更新申請がされ、判定基準に適合していると思われる場合

3 前2項の規定にかかわらず、同色の表示マークを継続する場合は、表示マーク基準適合通知書（第4号様式）による通知のみを行うものとする。

4 消防長は、第1項又は第2項に規定する表示マークの交付を行った場合、表示マーク受領書（第5号様式）を関係者から受理するものとする。

5 消防長は、前条の規定による審査の結果、表示適合基準に適合しないと判定した場合は、関係者に対して表示マーク基準不適合通知書（第6号様式）により通知するものとする。

なお、この場合の再申請については、当該不適合の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保するものとする。

（表示マークの掲出等）

第6条 前条の規定により表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

2 電子データ等の使用方法等については、平成26年3月7日付け消防予第61号通知「ホームページ等における表示マークの使用方法等について」を準用するものとする。

（表示マークの有効期間）

第7条 表示マークの有効期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク（銀）」は1年、「表示マーク（金）」は3年とする。

(2) 表示マークの有効期間については、最初に交付を行った日を基準日とし、表示マークを変更した場合も、表示マークに記載する交付年月は変更しないもの

とする。

なお、表示マーク（銀）から（金）に変更となる場合であっても、交付する表示マーク（金）に記載する交付年月は最初に表示マーク（銀）の交付を行った日とする。

(3) 表示マークを継続する場合の有効期間は、継続前の表示マークの有効期間終了後を起点とする。

(表示マークの返還)

第8条 消防長は、次の各号に掲げる場合には、表示マーク返還請求書（第7号様式）を通知し、表示マークの返還、ホームページ等での使用の中止を求めるものとする。

- (1) 表示マークの有効期間が満了し、更新申請を行わない場合
- (2) 立入検査等により、表示適合基準に適合しないことが明らかとなった場合
- (3) 第2条に規定する表示マーク対象施設に該当しなくなった場合
- (4) 表示期間中に管理について権原を有する者に変更が生じた場合
- (5) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- (6) 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明した場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、消防長が返還の必要があると認めた場合

(表示マーク基準適合通知書の再交付)

第9条 第5条の規定により、表示マーク基準適合通知書（第4号様式）の通知を受けた者が、当該通知書を紛失等した場合は表示マーク基準適合通知書再通知申請書（第8号様式）により再通知の申請ができるものとする。

2 消防長は、前項の申請を相当の理由があるものと認めたときは、表示マーク適合通知書を再通知するものとする。

なお、再通知する表示マーク基準適合通知書（第4号様式）には、再通知である旨を表示するものとする。

(表示マークの複製)

第10条 第5条の規定により、表示マークの交付を受けた者が、表示マークを紛失等した場合は、自己負担により、交付されていた表示マークと同様のものを複製できるものとする。

(表示対象外施設)

第11条 表示対象外施設は、令別表第1（5）項イに掲げる施設又は、（16）項イの部分に（5）項イが存するもののうち、第2条に該当しないものとする。

（表示対象外施設防火基準適合通知書の申請）

第12条 前条に規定する表示対象外施設のうち消防法令等に適合している旨の通知を希望する関係者は、表示対象外施設防火基準適合通知申請書（第9号様式）に申請に必要な添付書類一覧表（別表1）に掲げる報告書等のうち、該当となるものを添付して消防長に申請するものとする。

2 表示対象外施設防火基準適合通知書の申請について、第3条第2項から第6項の規定を準用する。この場合において、同条中「表示マーク対象施設」とあるのは、「表示対象外施設」と「表示マーク申請・交付一覧表（第2号様式）」とあるのは「表示対象外施設防火基準適合通知申請・通知一覧表（第10号様式）」と読み替える。

（通知適合基準及び審査）

第13条 通知適合基準及び審査については、第4条を準用する。この場合において、「表示」とあるのは「通知」と「表示適合基準」とあるのは「通知適合基準」と読み替える。

（表示対象外施設防火基準適合通知書の通知）

第14条 消防長は、前条の規定に基づく審査の結果、判定基準に適合していると認めた場合には、関係者に対して表示対象外施設防火基準適合通知書（第11号様式。以下「対象外適合通知書」という。）により通知するものとする。

2 消防長は、前条の規定による審査の結果、判定基準に適合しないと判定した場合は、関係者に対して表示対象外施設防火基準不適合通知書（第12号様式）により通知するものとする。

なお、この場合の再申請については、当該不適合の理由となった違反等の内容に応じた十分な確認期間を確保するものとする。

（対象外適合通知書の有効期間）

第15条 対象外適合通知書の有効期間は、通知日から1年とする。

（対象外適合通知書の失効）

第16条 消防長は、次の各号に掲げる場合には、当該関係者に対し、対象外適合通知書の効力を失うものとして、表示対象外施設防火基準適合通知失効通知書（第1

3号様式)により通知するものとする。

- (1) 通知書の有効期間が満了し、申請を行わない場合
- (2) 立入検査等により、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
- (3) 表示対象外施設に該当しなくなった場合
- (4) 表示期間中に管理について権原を有する者に変更が生じた場合
- (5) 偽りその他不正な手段により通知書を受けたことが判明した場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防長が必要と認めた場合

(対象外適合通知書の再通知)

第17条 第14条の規定により、対象外適合通知書を受けた者が、当該通知書を紛失等した場合は、対象外施設防火基準適合通知書再通知申請書(第14号様式)により再通知の申請ができるものとする。

2 消防長は、前項の申請を相当の理由があるものと認めたときは、対象外適合通知書に、再通知である旨を表示して再通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、防火基準適合表示の実施に関し必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年7月11日から施行する。

(綾瀬市防火自主点検報告表示要綱の廃止)

2 綾瀬市防火自主点検報告表示交付要綱(平成15年綾瀬市告示第2号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

申請に必要な添付書類一覧表

報告書等の種別 【根拠法令】	備考	
	表示マーク(銀)	表示マーク(金)
防火対象物(防災管理)定期点検報告書(写) 1 【法第 8 条の 2 の 2(法第 3 6 条において準用する法第 8 条の 2 の 2)】	申請日から過去 1 年以内に実施した報告書を添付する。 ただし、消防長に報告済みの場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。 ただし、消防長に報告済みの場合は添付の省略可。
防火対象物(防災管理)点検報告特例認定通知書(写) 2 【法第 8 条の 2 の 3(法第 3 6 条において準用する法第 8 条の 2 の 3)】	申請日直近の認定通知書を添付すること。	表示マーク(銀)と同じ。
消防用設備等点検結果報告書(写) 【法第 1 7 条の 3 の 3】	申請日から過去 1 年以内に実施した報告書を添付する。	前回の申請日以降に実施した報告書をすべて添付する。 ただし、消防長に報告済みの場合は添付の省略可。
製造所等定期点検記録表(写) 【法第 1 4 条の 3 の 2】	申請日から過去 1 年以内に実施した記録表を添付する。 ただし、消防長が記録表を確認済みの場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した記録表をすべて添付する。 ただし、消防長が記録表を確認済みの場合は添付の省略可。
定期調査報告書(写) 【建基法第 1 2 条】	直近の定期調査報告の期間内に行ったものを添付すること。	直近の定期調査報告の期間内に行ったものをすべて添付すること。
その他消防長が必要と認める書類	例) 点検報告の不備事項の改修状況 自衛消防訓練の記録や自主点検記録 更新前に交付を受けた表示基準適合通知書	

- 1 法第 8 条の 2 の 3 (法第 3 6 条において準用する法第 8 条の 2 の 3) に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合
- 2 法第 8 条の 2 の 3 (法第 3 6 条において準用する法第 8 条の 2 の 3) に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合

別表2（第4条関係）

判定基準

次に掲げる事項のうち該当するものについて、消防法に基づく各種届出、建築基準法に基づく届出、綾瀬市火災予防条例に基づく届出等により確認し、適合状況を判断するものとする。

なお、各種届出等により適合状況を判定することが難しい事項については、消防本部において既に把握している情報（防火対象物台帳等）を活用するほか、必要に応じて現地確認を実施することにより判定することとする。

1 防火管理等

(1) 防火対象物の点検及び報告

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。

(2) 防火管理者等の届出

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

(3) 自衛消防組織の届出

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。

(4) 防火管理に係る消防計画

防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

- イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項
- ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
- エ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項
- オ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項
- カ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
- キ 防火管理上必要な教育に関する事項
- ク 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項
- コ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項
- サ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項
- シ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項
- ス アからシに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項
- セ 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。ソにおいて同じ。）にあっては、次に掲げる事項
 - (ア) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - (イ) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項
 - (ウ) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- ソ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項
 - (ア) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項
 - (イ) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項
 - (ウ) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項

(I) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項

タ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

チ その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項

テ 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

(5) 統括防火管理者等の届出

法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任（解任）の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。

(6) 防火・避難施設等

法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。

(7) 防災対象物品の使用

法第8条の3の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。

(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出

法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。

(9) 火気使用設備・器具

法第9条に基づいて条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。

(10) 少量危険物・指定可燃物

ア 法第9条の4に基づいて条例で定められる規定により、法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。

イ 条例で定められている規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。

ウ 条例で定められている規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。

エ イの規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。

(11) (1)から(10)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。

2 防災管理等

(1) 防災管理対象物の点検及び報告

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。

なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。

(2) 防災管理者等の届出

規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任（解任）の届出書、防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

(3) 防災管理に係る消防計画

防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

- イ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項
- ウ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
- エ 防災管理上必要な教育に関する事項
- オ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項
- カ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項
- キ オに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項
- ク アからキに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項
- ケ 令第45条第1号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
 - (ア) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項
 - (イ) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項
 - (ウ) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
 - (エ) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられて物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項
 - (オ) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項
 - (カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項
- コ 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
 - (ア) 令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項
 - (イ) (ア)に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項

サ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

ス その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項

セ 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

(4) 統括防災管理者等の届出

法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。

3 消防用設備等

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等

消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、設置されていなければならないものとする。

ア 令第10条第1項及び第3項の規定により、消火器、簡易消火用具が設置されていること。

イ 令第11条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。

ウ 令第12条第1項、第3項及び第4項の規定により、スプリンクラー設備が設置されていること。

エ 令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。

オ 令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。

カ 令第20条第1項、第2項及び第5項の規定により、動力消防ポンプ設備が

設置されていること。

キ 令第21条第1項及び第3項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。

ク 令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。

ケ 令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。

コ 令第23条第1項及び第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。

サ 令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。

シ 令第25条第1項及び第2項第1号の規定により、避難器具が設置されていること。

ス 令第26条第1項及び第3項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。

セ 令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水が設置されていること。

ソ 令第28条第1項及び第3項の規定により、排煙設備が設置されていること。

タ 令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、連結散水設備が設置されていること。

チ 令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。

ツ 令第29条の2第1項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。

テ 令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。

ト アからテの規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であること消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。

ナ アからテの規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。

ニ アからナの規定にかかわらず、法第 17 条第 3 項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。

又 アから二の規定にかかわらず、法第 17 条の 2 の 5 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。

ネ 又に掲げるもののほか、法第 17 条の 3 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。

ノ 法第 17 条の 3 の 2 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。

(2) 消防用設備等の点検報告

法第 17 条の 3 の 3 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。

4 危険物施設等

(1) 法第 10 条第 3 項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。

(2) 法第 10 条第 4 項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。

(3) 法第 11 条第 1 項の規定により、許可を受けていること。

(4) 法第 11 条第 5 項の規定により、完成検査を受けていること。

(5) 法第 11 条第 6 項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。

(6) 法第 11 条の 4 第 1 項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。

(7) 法第 12 条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。

(8) 法第 12 条の 7 第 2 項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。

(9) 法第 13 条第 2 項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。

(10) 法第 13 条第 3 項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱い

が行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。

- (11) 法第 13 条の 23 の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。
- (12) 法第 14 条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
- (13) 法第 14 条の 2 の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。
- (14) 法第 14 条の 3 の 2 の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。
- (15) 法第 14 条の 4 の規定により、自衛消防組織が設置されていること。
- (16) (2) の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。）第 23 条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。

5 建築構造等

(1) 定期調査報告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 12 条の規定に基づく定期報告が行われていること。

(2) 建築構造等

次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合していること。

ア 建築構造

主要構造部の構造不適がないこと。

イ 防火区画

竪穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。

ウ 階段

必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。

(3) 避難施設等

次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っている

ものを含む。)していること。

- ア 屋根
- イ 外壁
- ウ 非常用エレベーター
- エ 排煙設備
- オ 防煙壁
- カ 非常用の照明装置
- キ 非常用の進入口等
- ク 壁
- ケ 天井
- コ 床
- サ 特定防火設備及び防火設備
- シ 避難施設（通路、廊下、出入口、屋上広場、避難上有効なバルコニー）
- ス 敷地内の通路

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日				
綾瀬市消防長 殿				
申請者 住 所 _____ （法人の場合は、名称及び代表者氏名） 氏 名 _____ 電話番号 _____				
下記のとおり「綾瀬市防火基準適合表示要綱」に基づき、表示マーク（ 金・ 銀）の交付（更新）を受けたいので申請します。				
記				
防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			令別表第一（ ）項
	収容人員		管理権原	単一権原・ 複数権原
	構造・規模	造 地上	階 地下	階
	床面積	延べ面積	m ²	
	m ²	m ²		
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号	
添付書類	防火（防災管理）対象物定期点検報告書（写） 防火（防災管理）対象物定期点検の特例認定通知書（写） 消防用設備等点検結果報告書（写） 定期調査報告書（写） 製造所等定期点検記録（写） その他消防長が必要と認める書類（ ）			
受 付 欄		経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 印のある欄については、該当の 印にレ点を付けること。
- 3 の欄は、記入しないこと。

第3号様式（第4条関係）

判定基準審査結果票

防火対象物名		判定結果 作成年月日			
判定項目		判定結果			
		適	不適	対象外	
防火 管 理 等	防火対象物の点検及び報告				
	防火管理者等の届出				
	自衛消防組織の届出				
	防火管理に係る消防計画				
	統括防火管理者等の届出				
	防火・避難施設等				
	防災対象物品の使用				
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出				
	火気使用設備・器具				
	少量危険物・指定可燃物				
防 災 管 理	防災管理対象物の点検及び報告				
	防災管理者等の届出				
	防災管理に係る消防計画				
	統括防災管理者等の届出				
消 防 用 設 備 等	消防用設備等の設置及び維持等				
	消防用設備等の点検報告				
危険物施設等					
建 築 構 造 等	定期調査報告				
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）				
	避難施設等				

第4号様式（第5条関係）

表示マーク基準適合通知書

（申請者住所・氏名等）様 綾瀬市消防長		第 年 月 日 号 日 印
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「綾瀬市防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているため、表示マーク（ 金・ 銀 ）を交付（更新）する。		
記		
防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	令別表第一（ ）項
交 付 年 月 日	年 月 日	交 付 番 号
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特 記 事 項		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の 印にレ点を付けること。

表示マーク受領書

年 月 日			
綾瀬市消防長 殿			
受領者 住 所 _____ （法人の場合は、名称及び代表者氏名） 氏 名 _____			
表示マーク（ 金・ 銀）を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守いたします。			
記			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途	令別表第一（ ）項	
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
<表示マーク交付に伴う遵守事項>			
1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。 なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長から配付された表示マーク電子データを必ず原データとして使用すること。			
2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。			
3 表示有効期間中であっても次の各号に掲げる場合には、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。			
(1) 立入検査等により、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合			
(2) 表示マーク対象施設に該当しなくなった場合			
(3) 火災を発生させた場合において、判定基準の適合状況を調査した結果、不適合であることが確認された場合			
(4) 表示期間中に管理について権原を有する者に変更が生じた場合			
(5) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合			
(6) 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明した場合			
(7) 各号に掲げるもののほか、消防長が返還の必要があると認めた場合			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の 印にレ点を付けること。

表示マーク基準不適合通知書

第 号 年 月 日		
（申請者住所・氏名等）様 綾瀬市消防長		
<div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 印 </div>		
年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、「綾瀬市防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知する。		
記		
防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	令別表第一（ ）項
不適合理由		
特記事項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

表示マーク返還請求書

	第	年	月	日
(申請者住所・氏名等) 様				
綾瀬市消防長	印			
<p>年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「綾瀬市防火基準適合表示要綱」に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
防火対象物	所在地			
	名称			
	用途	令別表第一()項		
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号		
<p>< 返還事由 ></p> <p>表示マークの有効期間が満了し、更新申請を行わない場合 立入検査等により、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 第2条に規定する表示マーク対象施設に該当しなくなった場合 火災を発生させた場合において、判定基準の適合状況を調査した結果、不適合であることが確認された場合 表示期間中に管理について権原を有する者に変更が生じた場合 ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明した場合 各返還事由に掲げるもののほか、消防長が返還の必要があると認めた場合</p>				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の 印にレ点を付けること。

表示マーク基準適合通知書再通知申請書

年 月 日			
綾瀬市消防長 殿			
申請者 住 所 _____ （法人の場合は、名称及び代表者氏名） 氏 名 _____ 電話番号 _____			
下記のとおり表示マーク基準適合通知書の再通知を受けたいので申請します。			
記			
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		令別表第一（ ）項
交 付 年 月 日		年 月 日	
表示マークの種別		表示マーク（ 金・ 銀）	
申 請 理 由	通知書を紛失したもの 通知書を滅失したもの 通知書を汚損したもの 通知書を破損したもの		
受 付 欄		経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 印のある欄については、該当の 印にレ点を付けること。
- 3 の欄は、記入しないこと。

表示対象外施設防火基準適合通知申請書

年 月 日			
綾瀬市消防長 殿		申請者 住 所 <hr/> （法人の場合は、名称及び代表者氏名） 氏 名 <hr/> 電話番号 <hr/>	
下記のとおり表示対象外施設通知書の交付を受けたいので申請します。			
記			
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		令別表第一（ ）項
	収 容 人 員	管理権原	単一権原・ 複数権原
	構造・規模	造 地上	階 地下
	床面積	m ²	延べ面積
		m ²	m ²
添 付 書 類	防火（防災管理）対象物定期点検報告書（写） 防火（防災管理）対象物定期点検の特例認定通知書（写） 消防用設備等点検結果報告書（写） 定期調査報告書（写） 製造所等定期点検記録（写） その他消防長が必要と認める書類（ ）		
受 付 欄		経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 印のある欄については、該当の 印にレ点を付けること。
- 3 の欄は、記入しないこと。

第 1 1 号様式 (第 1 4 条関係)

表示対象外施設防火基準適合通知書

(申請者住所・氏名等) 様				第	号
				年	月
				綾瀬市消防長	印
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「綾瀬市防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので通知する。					
記					
防火対象物	所在地				
	名 称				
	用 途			令別表第一 () 項	
交 付 年 月 日	年 月 日	交 付 番 号	第 号		
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
特 記 事 項					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 1 2 号様式 (第 1 4 条関係)

表示対象外施設防火基準不適合通知書

(申請者住所・氏名等) 様		第	号
		年 月 日	
		綾瀬市消防長	印
年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、「綾瀬市防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知する。			
記			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		令別表第一 () 項
不適合理由			
特 記 事 項			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

表示対象外施設防火基準適合通知失効通知書

第 年 月 日 号 年 月 日			
（申請者住所・氏名等）様 綾瀬市消防長			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">印</div>			
表示対象外施設防火基準適合通知書を交付している下記の防火対象物について、通知書の失効事由に該当すると認められるので通知します。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途	令別表第一（ ）項	
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
<p>【失効事由】</p> <p>通知書の有効期間が満了し、申請を行わない場合</p> <p>立入検査等により、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合</p> <p>表示制度対象外施設に該当しなくなった場合</p> <p>火災を発生させた場合において、判定基準の適合状況を調査した結果、不適合であることが確認された場合</p> <p>表示期間中に管理について権原を有する者に変更が生じた場合</p> <p>偽りその他不正な手段により通知書の交付を受けたことが判明した場合</p> <p>各失効事由に掲げるもののほか、消防長が必要と認めた場合</p>			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

表示対象外施設防火基準適合通知書再通知申請書

年 月 日		
綾瀬市消防長 殿		
申請者 住 所 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏 名 _____ 電話番号 _____		
下記のとおり表示対象外施設防火基準適合通知書の再通知を受けたいので申請します。		
記		
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	令別表第一()項
交 付 年 月 日	年 月 日	
申 請 理 由	通知書を紛失したもの 通知書を滅失したもの 通知書を汚損したもの 通知書を破損したもの	
受 付 欄		経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 印のある欄については、該当の 印にレ点を付けること。
- 3 の欄は、記入しないこと。

別図1（第5条関係）

表示マーク（銀）



別図2（第5条関係）

表示マーク（金）

